

2021年3月

各位

株式会社北海道銀行

一時支援金の申請に係る『事前確認』について

事業者が緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金を申請するにあたり、当行は登録確認機関として『事前確認』にかかる手続きを行います。

北海道銀行と事業性のご融資取引のあるお客さま

簡易な方法による確認となりますが、事前に申請IDの取得が必要となります。申請IDの取得方法につきましては、一時支援金事務局ホームページよりご確認願います。

申請IDを取得後、インターネットをご利用いただける環境を確保の上、お手続き専用フリーダイヤルにご連絡ください。

【ご用意いただく資料】

申請ID、申請時に登録した連絡先、法人番号

お手続き専用フリーダイヤル : 0120-113-135

(土日、祝日除く、受付時間 9:00~15:00)

北海道銀行と事業性のご融資取引のないお客さま

当行と事業性のご融資取引のないお客さま、およびご預金の取引のみのお客さまにつきましては、簡易な方法による『事前確認』はできません。先にお近くの所属団体(商工会、商工会議所)、顧問先(税理士、公認会計士)等、または一時支援金事務局相談窓口にお問い合わせください。

一時支援金事務局 相談窓口 : 0120-211-240

(土日、祝日含む全日対応、受付時間 8:30~19:00)

IP電話等からのお問い合わせ先 : 03-6629-0479 (通話料がかかります。)

(土日、祝日含む全日対応、受付時間 8:30~19:00)

一時支援金事務局 ホームページ : <https://ichijishienkin.go.jp/>

以上